

川西町指定地域密着型サービス事業者の指定に係る同意の基本方針

【地域密着型サービスの趣旨】

平成 18 年 4 月の介護保険制度の改正により、高齢者が要介護状態となっても、住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、地域密着型サービスが創設されました。地域密着型サービスの指定については、市町村長が行い、原則的に当該市町村の被保険者に限り、そのサービスを利用し、保険給付の対象とすることになりました。

ただし、特別な事情がある場合は、特例として事業所所在市町村等の同意により他市町村の被保険者の利用が可能となっています。この場合は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 78 条の 2 第 4 項第 4 号又は第 115 条の 12 第 2 項第 4 号に規定する市町村の同意が必要となります。

I 他市町村の事業所の指定を行う際の条件

（川西町の被保険者が他市町村の地域密着型サービスを利用したいとき）

該当事業所の所在する市町村の同意があることを前提とし、次の(1)～(4)のいずれかの要件を満たしていることを確認したうえで、「他市町村地域密着型サービス事業所利用申立書（別紙 1）」を提出してください。

- (1) 該当事業所の利用を希望する者が町内の同種の地域密着型サービスを利用することが不可能又は著しく困難であること
 - ① 町内に同種サービスが存在しない場合
 - ② 町内の同種サービスにおいて 3 か月以上の期間にわたり定員の空きがない場合
 - ③ 町内の地域密着型サービス事業所よりも利用を希望する町外の地域密着型サービス事業所の方が自宅から近く、かつ、生活圏内にあると認められる場合
 - ④ 虐待等の理由による場合
 - ⑤ その他、町内の地域密着型サービスの利用について、①から④と同程度の困難性が認められる場合
- (2) 利用希望が該当事業所の所在する市町村に一時的に居所を置いている場合、住民登録を異動することができない相当の理由があり、引き続き 6 か月以上の期間、現在の居所で生活することが見込まれる場合
- (3) 該当事業所所在市町村にその者を介護する家族、親族等又は、後見人がいる場合
- (4) 町外に住民登録があり、住所地特例者として川西町の介護保険被保険者となっている場合

Ⅱ 他市町村による事業所指定の同意を行う際の条件

(他市町村の被保険者が川西町の地域密着型サービスを利用したいとき)

川西町の事業所において、本町以外の被保険者を利用させる場合、事業所内でその者が、区域外利用を認めるにやむを得ない事情があるか否か、地域密着型サービスの趣旨を大きく外れていないかを総合的かつ十分に検討してください。そのうえで、必要であると判断される場合には、事前に本町に「川西町所在の地域密着型サービス事業所利用に係る申立書（別紙2）」を提出してください。この申立書に基づき、本町において、当該利用がやむを得ないものであるか否かを判断し、やむを得ない事情があると判断した場合に、当該市町村へ同意を行います。

なお、本町の「同意」については、当該他市町村の被保険者ごとに個別に行うものとします。

1. 認知症対応型共同生活介護

(1) 指定対象事業所の要件

- (ア) 開設から1年を経過していること
- (イ) 入居を申請している既存の待機者がいない旨又は既存の待機者よりも入居の必要性が高い旨の申立書が指定対象事業所から提出されていること
- (ウ) 同意申請に係る入居等の希望者（以下、「入居等希望者」という。）を含め、川西町の介護保険被保険者でない者の割合が事業所定員の2割以下であること
- (エ) 入居等希望者の受入れ後に定員の空きが1名以上あること

(2) 入居等希望者の要件

- (ア) 住所地の同種の地域密着型サービスを利用することが不可能又は著しく困難であること
- (イ) 利用希望者が該当事業所の所在する市町村に一時的に居所を置いている場合住民登録を異動することができない相当の理由があり、引き続き6か月以上の期間、現在の居所で生活することが見込まれる場合

2. 地域密着型通所介護

(1) 指定対象事業所の要件

- (ア) 事業所が当該同意申請に係る自治体と隣接又は近接する地区に所在していること
- (イ) 要支援である利用者に介護予防通所介護等を提供していた事業所
要支援の認定を受けていた利用者が認定更新申請又は区分変更申請に伴い、要介護の認定となった場合で、更新申請又は区分変更申請前に介護予防通所介護又は第

一号通所事業のサービスを提供していた事業所であり、利用者又はその家族が該当事業所の利用を希望し、かつ継続して該当事業所の利用が必要と介護支援専門員が判断していること

(ウ) (ア)(イ)以外の事業所

(a) 同意申請に係る地域密着型サービスの利用を希望する者（以下、「利用希望者」という。）を含めて川西町の介護保険被保険者でない利用者（川西町に住民登録があり、住所地特例により他市町村の被保険者となっている者を除く。）の割合が事業所定員の2割以下であること

(b) 現在の利用者数、サービス利用状況等を勘案し、指定申請に係る利用希望者の受入れ後に2名以上へのサービス利用が可能と認められること

(2) 利用希望者の要件

(ア) 住所地の同種の地域密着型サービスを利用することが不可能又は著しく困難であること

(イ) 利用希望が該当事業所の所在する市町村に一時的に居所を置いている場合、住民登録を異動することができない相当の理由があり、引き続き6か月以上の期間、現在の居所で生活することが見込まれる場合

※地域密着型特定施設、地域密着型介護老人福祉施設、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護は、現在、川西町に事業所がありません。